

令和3年2月19日

事業主の皆様へ

納付金部

新型コロナウイルス感染症防止等のためのお願いについて  
～障害者雇用納付金の申告や障害者雇用調整金等の申請の際は、  
「電子申告申請」や「郵送」をご利用ください～

当機構都道府県支部では、アルコール消毒液の設置、職員に対する手洗いや咳エチケットの徹底などの対策を講じ、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に努めています。

このような中で、例年は3月の年度末から5月中旬にかけて、都道府県支部の窓口が障害者雇用納付金の申告並びに障害者雇用調整金、報奨金及び特例給付金の申請（以下「申告申請」といいます。）の手続により混雑するため、感染拡大防止の観点からも、事業主の皆様にご協力いただきたく、申告申請に当たっては、電子申告申請又は郵送の積極的なご活用をお願いします。特に会社のパソコンを使って手続のできる電子申告申請のご活用をお願いします（ただし、添付書類が必要な場合は、添付書類については電子送信できませんので、添付書類のみ別途郵送により提出していただきますようお願いいたします。）。

なお、電子申告申請の流れについては、次の URL をご参照ください。

[https://www.jeed.go.jp/disability/levy\\_grant\\_system\\_denshi.html](https://www.jeed.go.jp/disability/levy_grant_system_denshi.html)